

清須市第2次行政改革大綱・集中改革プラン

〔目 次〕

○行政改革大綱

1	大綱策定の趣旨・目的	1
2	大綱の体系・位置付け	2
3	清須市の現状	6
4	重視する視点	8
5	基本目標	11
6	重点項目	12
	(1) 行政体制の再構築	12
	(2) 事務事業の再構築	14
	(3) 公共施設の再構築	16
	(4) 財政システムの再構築	17
	(5) 協働の推進	18
7	推進に向けて必要な取り組み	19
8	推進体制と進行管理	19
9	集中改革プランの策定	20

○集中改革プラン

	概要	21
1	行政体制の再構築	22
2	事務事業の再構築	24
3	公共施設の再構築	26
4	財政システムの再構築	27
5	協働の推進	29
6	推進に向けて必要な取り組み	30

1 大綱策定の趣旨・目的

近年の国・地方自治体を取り巻く環境は、ますます変化が大きくなっています。従来から指摘されてきた人口減少社会の到来、住民ニーズの高度化・多様化への対応等は、全国的に「待ったなし」の課題となりつつあり、早急に対応策を考えなければならない段階に来ているといえます。このため、国においては行政サービスのあり方に加えて、受益と負担のあり方が真剣に問われる状況となっています。

地方公共団体においてもこれらの変革に着実に対応しながら、不断に行政改革に取り組み、持続可能な行財政運営を確立することが求められています。

本市は、行政改革の最たるものとされる市町村合併によって誕生しました。これまで事務事業のあり方見直し、簡素で効率的・効果的な行政体制の確立に取り組んできましたが、今後はこれらに加え、公共施設の再編とサービスの刷新等、これまでより一歩踏み込んだ取り組みを実施し、より高い合併の効果を目指すべきときに来ています。

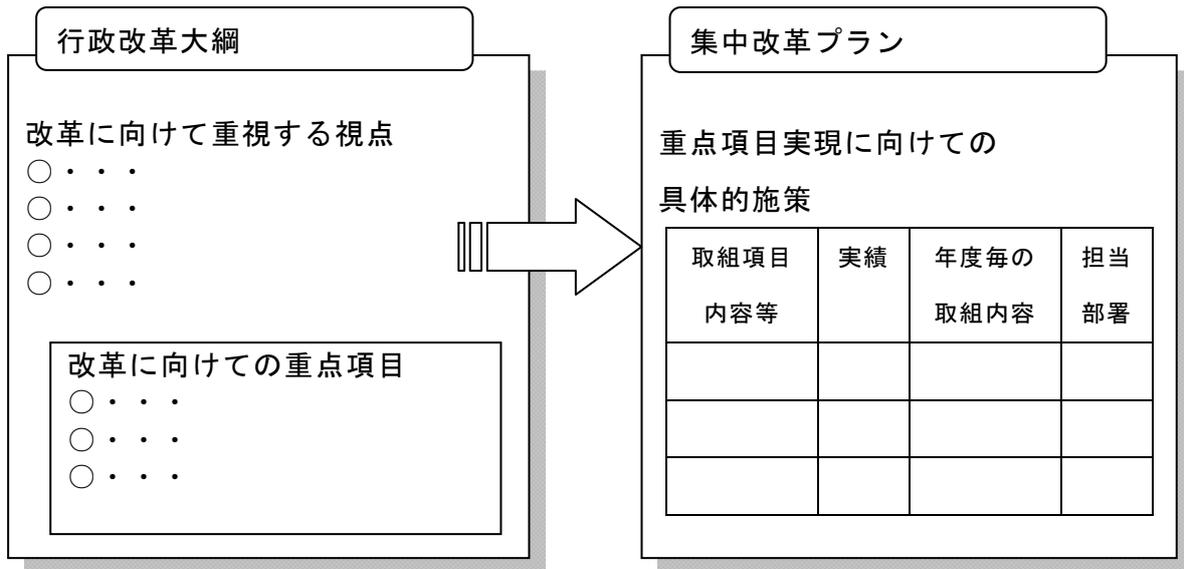
こうした認識の下、行政改革を単に縮小、削減、後退といった側面のみで捉えることなく、これまでの行政改革の取り組みを踏まえながら、大きく変化する時代の方向性を見据えた行財政システムの再構築に向け、迅速な取り組みを実現するため、行政改革に取り組むための総合的な指針として「清須市第2次行政改革大綱」を策定するものです。

2 大綱の体系・位置付け

(1) 大綱の構成

本大綱では、改革を必要とする背景及び目的、改革に向けて重視する視点と、それに基づいた改革に向けての重点項目を記述し、行政改革の方向性を明らかにします。

また、大綱に掲げた重点項目の実現を図るため、別に集中改革プランを策定し、大綱で位置付けた重点項目の体系に応じて、その実現に向けての具体的施策（取組項目）を列記するものとします。



(2) 対象期間と目標管理

本大綱の対象期間は平成24年度から28年度までの5年間とし、集中改革プランにおける個別項目については、平成24年から26年度までの3年間の行革プログラムを明示します。

集中改革プランの個別項目の中で設定可能なものについては、数値目標の設定を行うとともに、各項目について推進を主に担当する課を明示し、進行管理を行っていきます。

(3) 「清須市総合計画」との関連

本大綱は、「清須市総合計画（平成24年3月改訂）」を着実に実行するために必要な制度、施策、組織等の執行体制の改革を行うものと位置づけられます。このため、本大綱に位置づけられる重点項目については、総合計画を着実に実現するための仕組みづくりの一部となり、その趣旨は「清須市総合計画」の「Ⅲ行政運営の方針」に記載されています。

【参考】

〔清須市総合計画 行政運営の方針〕

平成 23 年 5 月に国と地方の新たな関係を築く「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。地域主権改革の進展により、地域の自主性及び自立性を高めるという改革の方向性は歓迎すべきものですが、施策立案や地域経営の巧拙がもたらす結果に対しても、重い責任が嫁せられることを意味するとともに、権限の移譲に見合った税財源の移譲も不可分な条件であるといえます。

現在、清須市の行財政は大きな転換期の真っ只中にあります。地域主権改革の流れの中で清須市が責任を負うべき事務が増加する一方、国から地方への税財源の移譲は十分とはいえ、厳しさを増す国の財政状況から、必要な事務事業に対して国から配分されるべき地方交付税や国庫支出金は、大幅な増加を期待できない状況にあります。また、少子高齢化の進展による社会保障費の増大は、国・地方自治体の財政を圧迫しており、現在、社会保障・税一体改革において社会保障制度の再検討が始まっていますが、社会保障費の増大傾向は続くものと考えられます。一方、清須市を構成する旧 4 町から引き継いだ公共施設は老朽化が進んでおり、その維持更新費用は清須市財政の大きな負担になると見込まれ、これをそのまま維持した上で、さらに合併時に想定し、現在、着手している公共下水道や駅前開発等の大規模公共事業を進めていくには、大変厳しい環境になってきたと言わざるを得ません。

現状のまま推移した場合、何も手立てを講じないと市財政は急速に厳しい状況になり、将来的には市町村の裁量拡大という大きな流れの中で、逆に行財政運営に制約を受ける可能性が高まっています。平成 21 年 4 月に地方公共団体財政健全化法が全面施行され、財政再生団体に転落するほど財政が悪化していなくても、財政健全性が一定水準を下回った場合、地方債の起債制限や予算に対する国の勧告といった大きな制約が課せられます。国が財政再建に本格的に着手し地方交付税や国庫支出金の大幅な増加を期待できない状況を勘案すると、こうした厳しい状況は、数年間辛抱すればまた元に戻るといった一過性のものではありません。

今後ともこうした財政的に極めて厳しい状況を前提として行政運営を図っていく必要があります。このためには、経営管理機能を一層高め、行政と市民の役割分担や施策・事業への財源の重点的配分を図り、健全財政の維持に努め、引き続き計画的な行財政運営を推進していく必要があります。

これまでも、こうした考え方のもとで、財政破綻を回避し健全性を確保することを前提

に、行政運営の方針を以下のように定め、「行政改革大綱・清須市集中改革プラン（平成19年3月策定、平成22年3月改訂）」及び「公共施設のあり方基本方針（平成22年2月）」を策定し、その実現を目指してきましたが、今後も、市民の理解を得ることのできる限りの努力を払いながら、この実現に取り組んでいきます。

1 計画に基づく進捗管理と改革の推進

これまでの地方自治体では、計画どおりに施策等の取組みが進まないことや、突発的に事業が実施されることがあり、行政組織の内外に混乱を起こしてきたといわれています。清須市ではこうした事態を避けるために、これからは新たな施策の実施のみならず、行財政の改革等に関しても計画（基本計画）に記載し、これを着実に実施することを行政運営の原則とします。そして計画に記載されていない取組みを行う場合には財政に及ぼす影響を十分勘案し、大幅な影響が生じる場合には計画の見直しを行います。また、各施策・事業が適切に実施されているかを年度ごとに確認し、次年度の予算編成の参考とすることで、政策的判断を通じた施策・事業の重点化を図ります。

2 組織のスリム化

これまで清須市では、一部広域化した事業を除いて、すべて清須市が主体となり、臨時職員を含む清須市職員によって施策・事業を実施してきました。しかし、地域主権改革の進展による市町村の権限拡大、行政需要の増加により、より一層の行政運営の効率化が求められます。ボランティアやNPOと連携した新しい公共の担い手支援とともに、「清須市第二次行政改革大綱・集中改革プラン（平成24年3月策定）」に基づき、行政運営の効率化を図るため組織再編を行います。また、厳しい財政状況の中で適切な施策・事業を実施するために、市として行わなければならない施策・事業に業務を絞り込み、あわせて本庁方式への移行を進める等、これらの取組みを通じた効率的な行政組織の確立を目指します。

3 公共施設の利便性・効率性向上

組織の大幅なスリム化に対応して、市内に多数存在する公共施設についても、「公共施設のあり方基本方針」を策定し、統合による機能強化や民間活力の導入等、利便性や効率性の向上に向けた見直しを行い、より質の高いサービスを低コストで実現することに取り組んできました。

また、今後も、定常的な管理業務については県や周辺市町との連携による広域化・共同

化を模索します。

さらに、公共施設の耐震化を進めるとともに、太陽光発電等の再生可能エネルギー利用促進を図ります。

4 施策の見直し及び重点化

これまで清須市が実施してきた各種施策について、市民の負担と受益の関係の適正化を図ります。また、行政評価を活用しつつ、真に必要な分野に資源を重点的に配分するため、すべての施策について、引き続き、事業効果を踏まえた聖域なき見直しを行います。

3 清須市の現状

(1) 人口動向

平成22年国勢調査結果によれば、本市の人口は65,757人であり、前回平成17年の調査結果（旧4町の合計値をいう。以下同じ。）と比べ2,399人（3.8%）の増、世帯数は25,344世帯であり、前回調査結果と比べ2,925世帯（13.0%）の増となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の示す生残率・出生率と、清須市の転入・転出の動向から人口を推計すると、平成27年には約66,800人、平成32年には約67,300人となり、将来人口は概ね横ばいから微増の傾向で推移すると予想されます。

また、年齢別では、年少人口は減少に転じ、生産年齢人口は減る一方で、老年人口はますます増加すると予想されています。中でも、市税収入を支える生産年齢人口は、平成17年の43,113人（全人口の67.8%）から、平成27年には41,978人（同62.8%）に減少すると見込まれています。一方、65歳以上の老人人口の割合は、平成17年の17.7%から、平成27年には23.0%へと増加することが見込まれています。

こうした年齢構成の変化は、①生産年齢人口の減少（行政経費を負担する納税者の減少）に伴う市税の減収、②老年人口の増加（要介護高齢者等行政サービスの受給者の増加）に伴う高齢者福祉を中心とした行政需要の増加をもたらし、財政状況への影響が懸念されます。

(2) 職員数の推移

地方分権から地域主権に至る改革に伴って、国から県へ、県から市町村へと権限移譲が進み、市町村が行う行政サービスの量が増える中、人件費の抑制のため、定年退職者の不補充や新規採用の抑制等の定員管理を行ってきました。その結果、平成17年7月時点での一般職の職員数は511人（清須市・春日町の合計値をいう。）でありましたが、平成21年10月時点の職員数は480人となり、4年間で約6.1%にあたる31人を削減しました。

新市においても、引き続き人件費の抑制のため、一層の定員削減を図っており、平成23年4月時点の職員数は467人となっています。

(3) 公共施設の状況

合併市町村においては、合併関係市町村数に乗じて類似する公共施設が増加し、維持管理・運営面で大きな課題を抱えています。

本市においても、類似する公共施設が増え、総床面積はナゴヤドーム3.2個分にあたる約153,000㎡に及びます。そのうち、建築後30年以上経過する施設の床面積は50%を

超える状況です。

(4) 財政の状況

本市の財政は、平成16年度の国の三位一体の改革に伴い、国からの地方交付税と、その振替措置である臨時財政対策債を含めた広義の地方交付税の削減が一方的かつ予想をはるかに超える規模で行われたため、合併前には見込まれていなかった厳しい財政状況に置かれています。

このため、平成23年度当初予算においても財政調整基金を7.3億円取り崩し、また前年度繰越金2億円を活用して予算編成しています。

財政運営において、年度間の財源調整を目的とする財政調整基金からの繰入金や不確定要素のある前年度決算繰越金を、当初予算編成の段階から見込まなければならぬことが恒常化することは、実質的な意味での単年度収支の均衡から、良好な状況にあるとは言えません。

4 重視する視点

行政改革の実施に当っては、次の4つの視点に立って行政全般にわたり見直しを行い、市民の理解を得ながら行財政システムの再構築を行うものとします。

○視点1 合併団体としての視点

清須市は1,732haと愛知県内の市の中でも面積が小さく、地理的には平野部の密集市街地から郊外の田園地帯が広がる一方、名古屋市中心部からの交通利便性にも優れる等、行政の効率性を追求しやすい条件が整っています。このような地理的条件を活かして中・長期的な健全性と持続性を確立するため、人口63,000人規模の都市にふさわしい行財政基盤を強化することが求められています。

その一方で、平成21年に合併した旧春日町を含む旧4町から受け継がれた組織人員、公共施設や行政サービスの中には、同規模の都市と比較して、過剰・過多になっているものがある点は否めません。今後の国において税負担のあり方見直しをはじめとする行財政改革がいつそう進められる可能性が高まっており、早急な改革が必要となりつつあります。

こうした状況に対して、清須市は地理的には一級河川によって相互に隔てられている部分が多い等、行政サービスや公共施設等の整理統合には課題も多い一方、旧4町から受け継がれた公共施設の中には全市的な行政サービスを行うにふさわしい施設も多く存在しており、今後は市民の理解を得ながら、公共施設の再編・整備を進めていく必要があります。

これらの状況を踏まえ、清須市を公共団体として持続可能な状態に保ち、新市にふさわしい行財政運営を行うため、行政体制・組織・人員の見直し等を通じた行政組織のスリム化や、事業の見直し、行政評価システムの活用等に加えて、公共施設の再編・整備に取り組み、合併による行政効果を最大限に高める効率的・効果的な行政経営の実現を目指します。

○視点2 市民とともに築く行政としての視点

これからの公共サービス提供のあり方を考えると、多様化する市民ニーズに対応するため、また、市民自らのまちづくり意識の高まりに対応するためにも、行政と市民との役割分担を明確にしていくことが求められています。

こうした中で全国的に新たな考え方や取り組みが広がりつつあります。すなわち、公共的な取り組みは行政が独占的に担うものではなく、住民や地域の団体が担いえるものは自ら担い、行政との連携・協力関係によってより豊かで暮らしやすい地域社会を目指

す、いわば「新しい公共」という考え方です。平成23年3月の東日本大震災の復旧・復興の取り組みにおいても、ボランティアの活躍や地元の住民や団体の取り組み等、公共団体のみでは行き届かない取り組みによって、地域社会が支えられているという実績が生まれています。

清須市においても、行政と市民の対話や市としての適切な情報提供・公開に努め、透明性の高い開かれた市政を推進することに加えて、防災活動や健康づくり等を契機として、多様な地域活動・市民活動を喚起し、市民と行政がともに手を携えながら地域社会を支えていく「行政と市民の協働」をすすめて、これを通じた市政の改革を目指します。

○視点3 簡素で効率的な行政組織としての視点

清須市は旧3町の組織人員を引き継いでスタートしましたが、市としての一体性の確保と効率性の高い行政の実現を目指して、職員定数及び組織機構の見直しを進めてきました。こうした中で平成21年に旧春日町との合併により、人口63,000人規模の都市となるとともに、市域の面積も大きく拡大しました。新たな市域には農業地域や水辺空間等、旧3町には少なかった余裕と潤いのある土地が増え、合わせて市の拠点ともなりえるような公共施設も加わる等、これまで密集市街地が大半であった市の在り方が大きく変化してきました。

今後は、こうした変化を着実に街づくりに生かすとともに、新たな市域を含む清須市にふさわしい、簡素かつ効率的な行政組織を構築し、市民や地域社会、民間企業・団体との連携を進めることで、真に行政が担うべき業務・事業に資源を集中することを目指します。

また、近年は国の社会保障制度の改革や社会保障・税に関する番号制度の導入等、基礎的自治体の業務と密接にかかわる大きな制度変更が予想されることから、こうした変化に的確に対応できる組織体制を構築し、あわせて成果主義や能力主義に基づいた人事評価システムの構築、人材育成等、人事管理制度の改革を目指します。

○視点4 持続可能な財政運営としての視点

清須市は平成17年の旧3町合併、平成21年の旧春日町との合併と2度の合併を経験し、市町村合併を推進する国から、合併を支援する財政措置を受けてきました。現在の清須市は、人口63,000人規模の他都市と比較すると、地方交付税の交付額等で優遇されている状況にあります。

平成28年度以降はこの優遇措置が縮減され、平成33年には人口63,000人規模の他都市と同様の財政運営を行うことが必要になります。すなわち、今現在の時点から市町村合

併の優遇措置がなくなる状況を想定し、財政の持続性という観点から真に必要な事業への財政上の選択と集中を図り、「あれもこれも」から「あれかこれか」への転換を図る必要があります。

このため、今後の行財政運営においては、適切な税込・使用料等の歳入確保を図るとともに、歳出面においては経常経費の抑制をはじめ、事務事業の抜本的な見直しを行う等、財政の健全化と効率化を目指します。

5 基本目標

4で述べた4つの視点を念頭に置きながら、多様な角度から計画的かつ着実に行政改革に取り組むことにより、清須市総合計画における市の将来像「水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市」に向けた、まちづくりを推進します。

そして、これを実現するため、本大綱の基本目標を以下のとおり設定します。

行政改革大綱の基本目標

「市民の視点に立った、行財政システムと市民サービスの再構築」

サービスの顧客である市民の視点に立ち、市役所内部のシステム（仕組み）と市民サービスの再構築を図ります。

また、持続可能な行政経営のために新市役所づくりを目指します。

6 重点項目

(1) 行政体制の再構築

① 定員管理の適正化

本市の職員数は、旧春日町との合併により一時的に職員数が増加しましたが、まもなく定年退職を迎える職員も多いことから、今後とも退職と採用のバランスを取りながら職員数の削減を図り、定員の適正化を推進します。

定員の適正化にあたっては、合併によるスケールメリットを生かしながら、組織機構の見直しや民間委託の推進、多様な任用形態の活用等を通じて退職者補充を抑制し、計画的な職員数の削減を行います。

なお、実施にあたっては、「定員適正化計画」に基づき、計画的、段階的な定員管理を進めます。

② 総人件費の抑制

本市の給与水準は、県内の類似規模の都市と比較しても下位の水準にあり、これは旧春日町との合併を経ても大きな変化はありません。一方で、人件費は財政構造の硬直化を招く経費であることを踏まえ、今後とも定員管理の適正化を着実に進め、人件費の削減を行います。

これとともに、現在行政サービスの一翼を担っている臨時職員の適正な配置を推進し、職員・臨時職員トータルでみた総人件費の抑制を目指します。

③ 人材育成、人事評価制度の推進

本市は合併を契機に、専門性の高い行政課題に対応する部・課・係等を設置し、専門的できめ細かい施策の推進を進めています。一方で人口規模や市域の拡大に対応し、かつ国による各種制度改正や新たな施策の導入に的確に対応するため、事務分掌や組織体制を見直し、より高い専門性を有しながら効果的かつ効率的に事務・事業を処理できる組織へと改編を行います。

また、複雑多岐にわたる行政の課題に柔軟かつ的確に対応するため、既存の縦割的な仕事の進め方でなく、部課の垣根を超えた連携を図り、弾力的かつ横断的な仕組みづくりを進めます。さらに、こうした柔軟な行政運営を行うために、研修等の人材育成や人事評価制度を通じた職員の資質、能力の開発向上を図っていきます。

④ 電子自治体の推進

近年の行政運営は情報システムの活用が急速に進み、大量の情報処理や分析等、情報技術（IT）なしに行政運営ができないといわれるほど、その活用が進化しつつあります。さらに、国においては「マイナンバー」の導入等、基礎自治体と密接な関係を持ち、かつ情報技術（IT）に大きく依存した施策を推進しており、清須市としてもこうした大きな変化に確実に対応して、真に役立つ「電子自治体」を実現していくことが求められています。

基礎自治体が情報技術（IT）を活用する際に最も大きな懸念は、個人情報等の保護等情報セキュリティの確保であり、今後は職員の研修を通じた情報の入手や活用の際のルールを徹底を図っていきます。

また、国の施策動向に対応しながら行政手続のオンライン化の推進、住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワーク等の利活用を推進し、市役所（庁内）の業務改革を図りながら市民サービスの向上を図ります。

(2) 事務事業の再構築

① 事務事業の見直し

清須市ではこれまで事務事業の見直しに取り組んでおり、事業目的に照らした内容の妥当性、費用対効果等の観点から、全ての事務事業を対象として以下の指標を用いた点検を行っています。今後とも、市民に対する適切な行政サービスの提供と健全な財政運営との両立を図るために、以下の指標に基づく事務事業の見直しを進めていきます。

○事業目的の達成度合に関する指標

社会環境や需給動向の変化等に伴い、所期の目的を達成した事務事業や事業の意義・役割等の必要性、事業効果が薄れた事務事業については、事業の再構築を検討します。

○行政の役割（公的関与）に関する指標

市が行っている事務事業について、「市の行うべき仕事は何か」「市はこの仕事に関わるべきか」という原点に立ち返って、行政の役割が終了又は薄れた事務事業は再構築を検討します。

○サービス（事務事業）の内容や手法に関する指標

限られた財源のなかで、真に必要としている人に、必要なときに、必要な行政サービスを的確かつ安定的に提供するためには、個々のサービスについて、税を投入して提供する意義や目的を再確認しながら、サービスの内容や提供方法を検証する必要があります。

視点としては、市内・市民を対象に一律的に提供されているサービスについては、サービスの意義や目的に照らし合わせて対象要件等を見直します。また、金銭給付的サービスについては、給付を行わなければならない必然性とその効果を検証の上、できる限りサービス提供型事業へ移行します。サービス水準の設定にあたっては、県内市町村の実施水準等の指標とも比較し、市民全体の視点に立った適切な水準を基本とします。

また、サービスの提供方法については、行政が自ら実施するより民間の力を活用して実施した方が、より効率的・効果的にサービスが提供できる場合があります。こうした場合には、積極的に民間委託・移行等民間活力を活用したサービス

の提供方法を推進します。

② 受益と負担の適正化

清須市は公共施設が多く存在し、またさまざまな住民サービスが存在しており、その中には受益者負担を求めることが適切と考えられるものもあります。このため、市民負担の公平性の観点から経費負担の在り方を検討し、適正な負担水準の設定に努めます。また、受益者が特定され、個別的なサービスでありながら受益者負担を求めているものについては、適切な負担制度の導入に努めます。

③ 補助金のあり方

清須市の誕生に伴い、市内の多くの公共的団体が統合を進めており、旧春日町との合併によってこうした取り組みがさらに進むものと考えられます。このため、旧4町から継続する公共的団体を対象とした補助金については、統合後の公共的団体の活動実態等に即し、補助金のあり方の検討を進めます。

(3) 公共施設の再構築

市民に各種のサービスを提供する公共施設については、その在り方の見直しを順次進めておりますが、多くの施設は旧4町から統廃合することなく受け継がれており、類似のサービスを提供する施設が複数存在する等の課題が依然として残っています。

このため、公共施設の統合による機能集約、機能強化を念頭に置いた公共施設の再構築を進めます。

① 公共施設の適正な配置

市が策定した「公共施設のあり方基本方針」に基づき、市の公共施設や民間の類似施設を含めた適正な配置の検討を進めます。検討に当たっては、各施設の配置、利用状況、老朽化度等総合的な評価を実施します。

② 計画的な保全管理

これまで公共施設の管理は、何らかの不具合が起こった際にその事後保全的な業務を中心に行ってききましたが、これを予防保全的な業務へ転換すべく、市として取り組みを進めています。公共施設の多くは老朽化が進み、施設によっては一部機能劣化がみられる点もあります。

このため、今後とも予防保全的な業務を推進し、適切な修繕・補修・補強工事を実施し、施設の延命を図り、結果としてコスト縮減を図っていきます。また、この実現のため、計画的な維持更新を行っていくための点検・修繕等の基準づくりを検討します。

③ 維持管理手法の見直し

清須市では、旧春日町域に位置する図書館・美術館を指定管理者による管理に移行する等、民間活力の導入を順次進めています。

民間活力の導入は、市としてのコスト削減効果に加えて、施設運営やサービス提供に関して専門性の高い事業者を選定することにより、これまで行政職員では困難とされた市民サービスを実現し、利用者視点に立った行政運営を可能にすると考えられます。

このため、公共施設の建設・維持管理にあたっては、今後とも民間委託の推進や指定管理者制度の導入、民間技術力や民間活力を最大限活用し、利用者の利便性やサービスの向上を図るとともに、維持管理コストの縮減を推進します。

(4) 財政システムの再構築

① 歳入確保

清須市の財政状況は年々厳しさを増しており、合併支援の優遇措置が縮減される平成28年度に向けて、歳出の見直しとともに多様な財源による歳入確保を図る必要があります。

このため、今後とも市税の徴収率の向上を図るとともに、事務事業の再構築による受益者負担の検証等を通じて、公共施設利用等にかかる使用料・手数料等については、既存の算定基準を検証し費用に見合う収入を確保するよう、より適正な算定基準の設定を目指します。

これとともに、有料広告の掲載等民間事業者との連携を通じた新たな財源確保に取り組み、歳入確保に向けた財源の多様化に努めます。

② 入札・契約の適正化

これまで取り組んできた、入札、契約制度の透明性、公平・公正性、競争性、効率性を高めるための取り組みを、引き続き実施するとともに、電子入札システムの推進を通じて、時代の要請に応じた簡素で合理的な入札、契約制度の導入を図ります。

③ 未利用、低利用資産の有効活用

清須市では未利用、低利用資産の活用が課題となっており、これまでも行政財産としての利用可能性を検討してきました。今後も未利用、低利用資産の調査を実施し、市として有効利用の可能性があるものについては積極的な活用を図るとともに、利用可能性が低いものについては、処分可能な土地等の資産を選定し、処分を進めます。

(5) 協働の推進

平成23年3月の東日本大震災以降、公共的な取り組みを住民や地域団体、民間事業者が行政と連携しながら行うことで豊かで暮らしやすい地域社会を目指す、「新しい公共」という考え方が広まりつつあります。こうした連携による活動を一層推進するためには、住民や地域団体、民間事業者の意識の高まりとともに、行政においても旧来型の発想を脱して、住民等と公共的目的を共有し公共的な取り組みを進めるため、協働の仕組みづくりに積極的に取り組む必要があります。

このため、行政情報の公開と活用の推進、住民や地域団体、民間事業者の意識の喚起に努めるとともに、基礎自治体として住民等と連携した取り組みを喚起し支援する活動を行います。あわせてボランティアの育成や継続的な対話と地域づくり活動に取り組み、これらの取り組みによる協働の推進を図ります。

7 推進に向けて必要な取り組み

(1) 情報公開の徹底・説明責任の遂行

行政の財政規模が縮小していくなかで行財政を再構築するにあたっては、行政サービスの再編と選択が避けて通れない課題となります。市民の合意のもとにこれを進めていくには、市の行財政全般に関する正確な情報が、わかりやすく、市民と行政との間で共有されていることが重要であり、情報の共有は欠くことのできない共通の基盤となります。

「双方向」の視点を常に意識しながら、市民が必要な時に、必要な情報を、わかりやすい形で得られることを基本に情報公開を推進するとともに、市政への理解を深めてもらうために、積極的な説明責任を遂行します。

(2) 行政評価の活用

効率的な経営資源を配分するため、行政評価を活用し、各施策・事業の適切な進捗管理を行っていくこととします。

総合計画に列挙した各施策・事業が所期の成果を挙げているかどうかを定期的に点検するとともに、その点検結果をもとに見直しを行い、計画策定（Plan）から実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルを確立します。

(3) 国、県への働きかけ

地域主権を実効あるものにしていくためにも、税財源や権限の移譲、地方交付税制度の見直しや補助金交付のあり方、合併団体への配慮等について、市長会等を通じ国や愛知県に積極的に働きかけを行い、計画の着実な推進を図ります。

8 推進体制と進行管理

庁内においては清須市行政改革推進本部（本部長・市長）を中心に幹事会、作業部会を組織しており、この組織の下、職員一人ひとりが常に行政改革の意識を持ち、引き続き全庁的に取り組むものとします。

また、この計画の実施状況については、市民及び学識経験者で組織する清須市行政改革推進委員会に報告し、点検を受ける等、適切な進行管理を行いながら取り組んでいきます。

9 集中改革プランの策定

本大綱の目的を実現するため、集中改革プランを策定し、重点項目に沿って、具体的

な取り組みを実施していきます。実施項目については、数値目標の設定が可能なものはそれを示し、できないものについても、取り組み状況の段階的把握を行っていきます。

なお、集中改革プランは、平成17年3月29日に総務省より示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」によるものとし、自主・自立性の高い財政運営の確保を目指すものです。

○集中改革プラン

行政改革大綱に掲げた重点項目の実現を図るため、集中改革プランを策定し、大綱で位置づけた重点項目の体系に応じて、その実現に向けての具体的施策（取組項目）を列記します。

取組期間は、平成17年3月29日付「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）により、平成24年度から平成26年度までを対象とし、ホームページ等で公表します。

ただし、実施過程において、常に進捗状況を的確に把握し、取組項目、内容、効果等の追加や変更等、毎年度、集中改革プランの見直しを行います。

策定（見直し）時点で具体的な取組内容が定まっている項目については見込まれる効果額を試算し、示します。なお、効果額は実績分を除き、新たに生じる効果額とします。

〔表の見方〕

- 行政改革大綱の重点項目ごとに区分。
- 「番号」は、通し番号。
- 「取組項目」は、行政改革大綱の実現に向けての具体的施策。
- 「取組内容、効果」は、施策概要及び期待される効果。
- 「実績」は、合併後、既に着手している施策について、着手年度を表示。
- 「各年度」欄には、取組区分を次のように表示。
 - 「○調査検討」…調査、研究の実施等の準備行為をするもの
 - 「◎実施」…実施をするもの（試行実施、一部実施を含む）
 - 「→継続実施」…継続して実施をするもの
- 「担当部署」は、取組項目の所管部署を表示。

なお、「全庁」は全ての部署で意識して取り組む項目、「関係部署」は所管部署が複数に及ぶものを示す。

1 行政体制の再構築

1-1 定員管理の適正化

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
1	職員定数の削減 定員適正化計画に基づき、計画的に職員定数を削減します。 削減にあたっては、市民サービスの維持、向上に努め、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法等を見直しながら適正化に取り組みます。 平成23年4月1日の職員数 467人 平成26年4月1日の職員数 457人（目標値）	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	人事秘書課

1-2 総人件費の抑制

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
2	給与の適正化 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与制度・運用・水準の適正化を推進します。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	人事秘書課
3	超過勤務手当の抑制 事務処理方法の改善、効率化を図り、超過勤務（時間外勤務）手当の抑制を進めます。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	人事秘書課
4	臨時職員、嘱託職員の適正な配置 臨時職員、嘱託職員の適正な配置を推進します。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	全庁

1-3 人材育成・人事評価制度の推進

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
5	人事評価システムの実施 職員の資質、能力の開発向上を図り、人材の育成を達成するため、人事評価システムを実施します。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	人事秘書課
6	職員研修の充実 市民サービスの向上、政策形成能力の向上につながる研修を実施します。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	人事秘書課
7	愛知県への実務研修生の派遣 より高度で専門的な行政能力を習得するため、県との人事交流を推進します。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	人事秘書課

1-4 電子自治体の推進

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
8	情報セキュリティポリシーの運用 情報セキュリティポリシーを適正に運用し、個人情報の保護とセキュリティ管理の徹底を図ります。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	全庁 (企画政策課)
9	公共施設予約システムの運用 インターネットを通じて公共施設の予約ができるよう、あいち電子自治体推進協議会で開発したシステムを導入します。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	関係部署
10	電子入札システムの導入 あいち電子自治体推進協議会で開発するシステムを導入して、入札参加資格審査申請、入札・契約の各段階における情報を電子化し、談合等の不正防止、事務の効率化を進めます。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	企画政策課 財政課
11	電算システムの最適化の推進 電算機器の老朽化、システムの複雑化等の諸課題に対応し、かつ電算システム全体の経費抑制に努めます。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	企画政策課

2 事務事業の再構築

2-1 事務事業の見直し

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
1 2	行政評価システムの見直し より効率的に経営資源を配分する仕組みとして機能するよう行政評価を行い、可能な限り目標値を設定し進捗管理を図ります。また、有識者の所見を記載するなど、外部の視点を評価に反映させます。	○ 調査検討	◎ 実施	→ 継続実施	→ 継続実施	全庁 (企画政策課)
1 3	金銭給付的事業の見直し 給付の必要性、水準や提供方法の定期的な点検を行い、事業の再構築を進めます。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	全庁
1 4	公共工事のコスト縮減と品質確保 工法等の見直しを行いコストの縮減を図るとともに、より高い品質の確保に努めます。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	関係部署
1 5	民間委託等の推進 一層のサービス水準の向上と業務の効率化を図るために、民間委託、民営化、PFI、市場化テスト等から最適な行政サービスの提供方法を選択し、民間活力を導入します。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	全庁
1 6	公用車の適正車両への切り替え 軽自動車や低公害車への切り替え等、公用車の適正化を進めます。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	財政課
1 7	一部事務組合への負担金のあり方 一部事務組合の構成市町と負担金のあり方を協議、検討します。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	関係部署

2-2 受益と負担の適正化

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
18	社会教育施設等の使用料の見直し 社会教育施設使用料における市助成団体への減免制度を廃止するとともに、公共施設全般の使用料を見直します。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	関係部署
19	手数料の適正化 コスト算定に基づき、手数料の適正化を進めます。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	関係部署
20	特別会計事業における受益と負担の適正化 国の制度改革を踏まえながら事業の見直しを行い、国民健康保険、介護保険の各特別会計事業における受益と負担の適正化を図ります。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	関係部署
21	保育サービス（保育所）における受益と負担の適正化 保育サービス（保育園）における受益と負担の適正化を図ります。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	子育て支援課
22	保育サービス（幼稚園）における受益と負担の適正化 保育サービス（幼稚園）における受益と負担の適正化を図ります。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	学校教育課
23	自己負担のあり方を見直し 受益と負担の適正化を図るため、補助事業等の自己負担のあり方を見直します。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	全庁

2-3 補助金のあり方

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
24	補助金、交付金等の適正化 時代の要請に合わないもの、所期の目的を達成したと認められるもの、期待された効果が顕著でないものは、定期的に見直しを行い、廃止、縮減を行います。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	全庁

3 公共施設の再構築

3-1 公共施設の適正な配置

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
25	公共施設の見直し 「公共施設のあり方基本方針」に基づき、公共施設の再構築を進めると共に、施設の計画的な維持更新を行っていくための、大規模改修等の検討を実施します。 本庁舎等の統合に向けた調査・検討を実施します。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	全庁

3-2 計画的な保安全管理

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
26	施設の計画的な点検・修繕 点検・修繕等に係る予算を一定額措置し、施設の計画的な維持更新を行います。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	財政課

3-3 維持管理手法の見直し

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
27	指定管理者制度の拡充 指定管理者制度を拡充して、サービスの向上と効率的な運営を図ります。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	関係部署

4 財政システムの再構築

4-1 歳入確保

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
28	市税徴収率の引き上げ 公平性の観点から市税の収納対策を強化し、現年度収納率の向上を図ります。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	収納課
29	給食費、保育料等の徴収対策 公平性の観点から各種未収金の収納対策を強化し、収納率の向上を図ります。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	関係部署
30	社会教育施設等の使用料の見直し〔再掲〕 社会教育施設使用料における市助成団体への減免制度を廃止するとともに、公共施設全般の使用料を見直します。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	関係部署
31	手数料の適正化〔再掲〕 コスト算定に基づき、手数料の適正化を進めます。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	関係部署
32	超過課税の実施 排水対策事業等の重要課題を推進するため、法人市民税において超過課税を実施し、歳入の確保を図ります。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	税務課
33	有料広告の掲載 ホームページやコミュニティバス等に民間企業等の広告を掲載し、歳入の確保を図ります。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	人事秘書課 企画政策課

4-2 入札・契約の適正化

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
34	多様な入札制度の導入 公正な競争の促進のため、公募型指名競争入札、条件付一般競争入札等、多様な入札制度の導入を図ります。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	関係部署
35	請負業者の格付け等の実施 入札・契約に関する制度の充実、基準の見直しにより、一層の透明性の向上、適正化を図ります。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	財政課
36	電子入札システムの導入〔再掲〕 あいち電子自治体推進協議会で開発するシステムを導入して、入札参加資格審査申請、入札・契約の各段階における情報を電子化し、談合等の不正防止、事務の効率化を進めます。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	企画政策課 財政課

4-3 未利用、低利用資産の有効活用

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
37	遊休資産の活用及び売却等の推進 遊休資産の積極的な活用を行うとともに、利用が見込めない資産については、売却、貸付等を検討します。	継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	財政課

4-4 予算査定の改革

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
38	持続可能な財政運営の推進 当初予算編成時における財政調整基金の取崩し及び繰越金の活用目標額を設定する等、持続可能な財政運営を推進します。	継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	全庁 (財政課)

5 協働の推進

5-1 地域との協働の推進

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
39	アダプト制度の推進 市民や企業・団体等が公園等の公共施設の「里親」になり、引き受けた施設の世話（清掃等）を担うアダプト制度を推進します。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	全庁
40	男女共同参画社会づくりの拡充 各種審議会等への女性参画を推進するため、女性登用率30%以上とします。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	全庁
41	地域による安全確保の推進 各種団体との協働により、通学路の安全確保等を推進します。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	関係部署

6 推進に向けて必要な取り組み

6-1 情報公開の徹底・説明責任の遂行

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
4 2	附属機関等の会議公開制度の推進 行政運営の透明性を高め、より開かれた信頼される市政を推進するため、附属機関等の会議を公開します。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	全庁
4 3	パブリック・コメント制度の推進 市の基本的な計画や施策等に対し、素案段階で市民に意見を求める制度を推進します。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	全庁
4 4	財務諸表の公表 企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他財務書類の充実を図ります。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	財政課

6-2 行政評価システムの導入

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
4 5	行政評価システムの見直し〔再掲〕 より効率的に経営資源を配分する仕組みとして機能するよう行政評価を行い、可能な限り目標値を設定し進捗管理を図ります。また、有識者の所見を記載するなど、外部の視点を評価に反映させます。	○ 調査検討	◎ 実施	→ 継続実施	→ 継続実施	全庁 (企画政策課)

6-3 国、県への働きかけ

番号	取組項目 (取組内容、効果等)	23年度 実績見込	24年度	25年度	26年度	担当部署
4 6	市長会等を通じた働きかけ 市長会等を通じて、地方主権時代にふさわしい地方税財源の充実強化を図るため、国や県に対して積極的に働きかけをします。	実施	→ 継続実施	→ 継続実施	→ 継続実施	全庁

清須市第2次行政改革大綱・集中改革プラン

平成 24 年 3 月

愛知県清須市役所 企画部 企画政策課

〒452-8569

愛知県清須市須ヶ口 1238 番地

TEL 052-400-2911 (代表)